

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」に基づき、沖縄コンベンションセンターにおける感染拡大予防として、当施設を管理する事業者（以下「施設管理者」という。）、催事主催者及び来館者それぞれの立場にて取り組む対策を策定したものである。本ガイドラインの内容を周知徹底し、持続的な感染症感染拡大予防に努める。

なお、本ガイドラインは、政府及び沖縄県が発表する方針に合わせ更新されるものとする。

【目次】

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン	1
1 施設管理者の対策	1
(1) 従業員の対策.....	1
(2) 施設内各種対策.....	2
(3) 施設使用許可.....	2
(4) 緊急事態措置、まん延防止等重点措置、警戒レベル指標に基づく対応	2
2 催事主催者の対策	3
(1) 施設使用条件.....	3
(2) 感染が疑われる関係者が発生した場合の対応策.....	4
(3) その他、基本的な感染拡大予防策.....	4
3 施設来館者（催事主催者・関係者含む）の対策.....	4
添付資料1：連絡先一覧.....	5
添付資料2：新型コロナウイルス感染症対策関連資料（ガイドライン等）	6

1 施設管理者の対策

(1) 従業員の対策

- ① 出勤前に検温を行い、急な発熱や咳等の症状がある場合、出社させない。
- ② 咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。
- ③ マスク着用を徹底する。
- ④ 施設管理者のうち、作業着等その業務に応じた特定の衣類を着用する者は、常に洗濯された衣類を着用する。

(2) 施設内各種対策

ア 施設・設備・物品等の消毒対策

- ① 不特定多数の者が接触する高頻度接触部位は適宜、清掃・消毒する。
- ② 使用する会場については、使用毎に消毒作業を実施する。

イ 施設の換気対策

- ① 空調機器による施設全体の換気を行う。

ウ 施設サービスにおける対策

- ① 施設受付では、透明ビニール等で遮蔽し、対面での開放箇所は受付に要する手元部分のみとするなど飛沫感染対策をする。
- ② 施設入口及び各会場入口、トイレに手指消毒剤（アルコール消毒液）を設置する。
- ③ トイレに設置しているハンドドライヤーを使用停止する。
- ④ 洋式トイレに蓋がある個室には、蓋を閉じて汚物を流すよう表示し、蓋がない場合は蓋を設置次第表示する。和式トイレについては当面の間、使用禁止とする。
- ⑤ 鼻水、唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉し処分する。
- ⑥ マスクや手袋の使用後は、速やかに処分するとともに、石鹸と流水による手洗いをを行う。
- ⑦ 必要に応じてマスクや消毒液、飛沫感染防止シート等感染予防用品の販売、サーモグラフィやオゾン発生器装置等のレンタル対応を行う。

エ レストランにおける対策

- ① 食品の安全と衛生管理、店舗の清掃と消毒、従業員の健康チェック、社会的距離の設定と確保の工夫を行い、状況を見ながら開店する。
- ② 各種対策詳細については、別紙のとおりとする。

(3) 施設使用許可

- ① 本ガイドラインおよび施設使用条件を明示したうえで催事主催者と打合せを行い、感染防止対策を適切に講じた上での催事開催を許可する。
- ② 催事主催者に対し、本ガイドラインを遵守した上で施設使用することについて、事前に「感染症拡大予防策の実施誓約書」にサインをし、催事関係者に感染予防策を周知徹底することを求める。誓約書の提出がない場合には施設使用を許可しない。

(4) 緊急事態措置、まん延防止等重点措置、警戒レベル指標に基づく対応

国による緊急事態措置、まん延防止等重点措置、および沖縄県の示す警戒レベルにより、求められる適切な施設運営を行うとともに、運営・対応状況について情報公開を行う。中でも「施設使用条件」※については上記の状況に応じて変更する場合があるため、これについては適宜更新・公開を行う。 ※2 催事主催者の対策 (1) 施設使用条件

2 催事主催者の対策

(1) 施設使用条件

① 最大利用人数を超えないこと。

- 最大利用人数は、来場者だけでなく、主催者側の人数も含める。
- 最大利用人数は、同時に利用する人数とする。
- 最大利用人数は、下表の収容率に基づき定める。但し、今後国および沖縄県が新たな基準を提示した場合は、最新の基準に従うものとする。

	収容率
緊急事態宣言対象期間	50%
まん延防止等重点措置対象期間	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内

※ 利用人数は、催事の内容により、収容人員 50%以上で開催することが可能な場合（同一グループ 5 人以内の座席間隔は設けない等）があります。一方で、内容により、収容人員 50%で利用できないことがあります。

② 主催者、来場者全員に手指消毒などの感染防止対策を徹底すること。

③ 当面の間は、ワクチン接種済みの方も含め、主催者、来場者全員のマスク着用率 100%を担保すること。

- マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布すること。

④ 熱や体調不良のある場合の入場制限・来場防止策を講じること。

⑤ 感染者が発生した場合の拡大防止を目的に、利用者全員（出演者、協力業者、スタッフ含む）の情報（氏名、居住地（県内在住者は市町村・県外在住者は都道府県）、緊急連絡先）の把握や、接触確認アプリ（COCOA）、沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など、追跡対策を徹底すること。

※ アプリの QR コードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入。

⑥ 大声を出さないことの担保を取ること。

- 出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

⑦ 来場者の間隔を保つよう、入場者の整理を行い、密集を回避すること。

⑧ 可能な限り出入口の扉を開放するなど、こまめに換気を行うこと。

⑨ 利用中は、人と人との間隔を空け、接触しないよう確実な措置を講じること。

⑩ 適宜各種ガイドライン等を参照し、催事内容に応じた感染症対策を講じること。

⑪ 催事主催者は、本ガイドラインを遵守した上で施設使用することについて、事前に「感染症拡大予防策の実施誓約書」にサインをし、催事関係者に感染予防策を周知

徹底すること。

(2) 感染が疑われる関係者が発生した場合の対応策

- ① 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに救護室等別室へ隔離する。
- ② 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ③ 海外への渡航歴のある方や、感染患者との濃厚接触歴※などがあり、発熱や咳などの症状がある方だった場合、帰国者・接触者相談センター（中部保健所：098-938-9701）へ連絡し、指示を受ける。

※ 1. 疑い患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内など）があった

2. 適切な感染防護なしに疑い患者を診察・看護・介護した

3. 疑い患者のたんやつばなどに直接接触した可能性が高い

- ④ 主催者は以上の状況を当施設担当者に速やかに知らせるとともに、当該者が県外から来沖している場合は那覇港内に設置されている旅行者専用相談センター「Traveler's Access Center Okinawa: TACO（タコ）：098-840-1677（6時～23時／土日祝含む）」に連絡し対応すること。

(3) その他、基本的な感染拡大予防策

- ① 鼻水、唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉し処分する。
- ② マスクや手袋の使用後は、速やかに処分するとともに、石鹸と流水による手洗いをを行う。
- ③ 高齢者や基礎疾患のある方が多数集うと見込まれる会合の開催に当たっては、感染した場合の重症化が懸念されることから、主催者において、巡回を強化する等より慎重で徹底した対応を実施する。

3 施設来館者（催事主催者・関係者含む）の対策

- ① 入館時はマスクを着用すること。
- ② 咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒をすること。
- ③ 発熱や咳、頭痛等の症状がある方は入館できない。
- ④ トイレのハンドドライヤー設備使用停止のため、各自のハンカチ等を持参して使用することを推奨する。

以上

2020 年 5 月 20 日 策定

2020 年 6 月 1 日 改訂

2020 年 7 月 31 日 改訂

2021 年 7 月 26 日 改訂

添付資料 1：連絡先一覧

名称	電話番号	備考
沖縄県新型コロナウイルス感染症 対策本部総括情報部	098-866-2014	
沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課	098-866-2077	
沖縄県中部保健所相談センター	098-938-9779	8:30～17:15
沖縄県新型コロナウイルス感染症 相談窓口（コールセンター）	098-866-2129	平日、休日問わず 24 時間対 応
旅行者専用相談センター（TACO）	098-840-1677	那覇空港内 6 時～23 時／土日祝含む

添付資料2：新型コロナウイルス感染症対策関連資料（ガイドライン等）

発行者	資料名	Webサイト
新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）	【事務連絡】基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について	https://corona.go.jp/
沖縄県	特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針について	https://www.pref.okinawa.jp/
沖縄県	学校・社会福祉施設・各関係施設等について（沖縄県対処方針）	同上
（公社）全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン改定版	https://www.zenkoubun.jp/covid19/index.html
（一社）日本コンベンション協会	新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン第4版	https://jp-cma.org/news/5945/
（一社）コンサートプロモーターズ協会	音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	https://www.acpc.or.jp/activity/newcoronavirus/guidelines.php
（一社）日本展示会協会	展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン（第三次改訂版）	https://www.nittenkyo.ne.jp/news-covid/
（一社）日本展示会協会	主催者向けガイドラインチェックリスト	同上
（一社）日本展示会協会	展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン（第三次改訂版）感染拡大予防ガイドラインクイックリファレンス	同上
（一社）日本クラシック音楽事業協会	クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	https://www.classic.or.jp/2020/12/blog-post.html
（一社）日本クラシック音楽事業協会	声楽・合唱における飛沫感染リスク検証実験# コロナ下の音楽文化を前に進めるプロジェクト 報告書	https://www.classic.or.jp/2020/12/blog-post_11.html
緊急事態舞台芸術ネットワーク	舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	https://www.jpasn.net/

令和2年5月25日

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく 事業継続のためのガイドライン

沖縄コンベンションセンターレストラン
セルフカフェたいよう市場
（株）アメニティ

本ガイドラインは、沖縄コンベンションセンターレストランセルフカフェたいよう市場の営業再開にあたり、業務委託を受託している（株）アメニティとして、必要な取り組みを具体的に提示しています。困難な状況下にあっても、外食業の変わらぬ理念はお客様に安心してご来店いただくとともに、従業員にも安心・安定して働く機会を確保することです。現場の事情に配慮して3密（密閉、密集、密接）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の実施、人と人の間隔の確保等、店舗が社会的距離や安全性を考慮して感染防止に努めながら営業していることをお客様に理解して頂くためにも本ガイドラインを遵守し、サービス提供してまいります。

1）営業再開に向けて

感染防止のポイントは、従来から行っている食品衛生法の一般衛生管理の遵守に加えて、社会的距離確保への留意、及び物理的接触削減のための創意工夫であるため、以下の基本事項を押さえながら営業を継続する。

- 食品の安全と衛生管理
- 店舗の清掃と消毒
- 従業員の健康チェック
- 社会的距離の設定と確保の工夫

2）お客様、従業員の安全確保

①入店時チェックの徹底

- 店舗入口には「発熱や咳など異常が認められる場合には飲食をお断りさせていただく」旨を掲示しておく
- 店舗入口には、手指消毒用に消毒液を設置する
- お客様の体温測定の実施
体温 37.5℃以上のお客様の入店は安全確保の為入店をお断りする
検温時、額での測定を嫌がるお客様もいらっしゃるので、首元等確認をとって検温を実施する（不快を与えない努力をする）
- 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する
- 店内飲食やテイクアウトで順番待ちが店外に及ぶ場合は、各人が十分な間隔を空けるように誘導する（床に間隔テープを貼る）

②客席への案内

- テーブル・椅子は間隔を空けて座れるよう配慮を工夫し、密着しないように適度なスペースを空ける
- 少人数の家族、友人グループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がい者等が対面を希望する場合は他グループとの相席はパーテーションを設置する
- グループ間の安全を確保するために他のグループとは十分な間隔を空ける

③サービス

- マスク着用の徹底
- 身だしなみの徹底、髪、顔を触らない
- 注文を受ける際は、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ
(お客様の正面に立たないように注意する)
- お客様が入れ替わる都度、テーブル・椅子を消毒する

④会計処理

- キャッシュトレイは定期的に消毒する
- 会計処理に当たる場合は、現金、クレジットカード等を手渡しで受け取らずキャッシュトレイを使用する
- 従業員は手袋を着用するか、または、会計の都度手指の消毒を徹底する
- 飛沫を防止するためにレジとお客様の間に仕切りを設置する

⑤テイクアウト

- テイクアウトを利用お客様の店内滞在時間を短くするために、事前予約注文を受け付ける仕組みを導入する
- 配達員は、店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理を実践し、マスクを着用する
- 食中毒防止の為料理は早めに消費するよう、口頭でお客様に注意を喚起する(特に気温の高い時期は注意、徹底する)

⑥従業員の安全衛生管理

- 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する
- 従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まない事である
- 従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐ
- 感染した従業員、感染の疑いがある従業員、同居人が発症した従業員等の就業は禁止する
- 店舗ではマスクを着用し、頻繁な手洗いと消毒を徹底する
- 従業員が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える
(コミュニケーションをしっかりとる)

⑦店舗衛生管理

- 店内は適切な換気設備の設置及び点検を行い、徹底した換気を行う
(窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇を使用する)
- 店内清掃を徹底し、ドアノブ、設備等多数の人が触れる箇所は定期的に消毒する(ドリンクコーナー等)
- 厨房の調理機器・器具の消毒や作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する
- ユニホームや衣服はこまめに洗濯する
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛り、マスク、手袋を着用して回収する。終了後は必ず手を洗う。

以上